

# 公 告

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項の規定により、長野県千曲地区産業の導入に関する実施計画書の変更を行ったので、同条第7項の規定により公告し、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月18日

千曲市長 岡田昭雄



1. 長野県千曲地区産業の導入に関する実施計画書の縦覧場所  
千曲市役所 上山田庁舎 経済部 農林課  
(所在地 千曲市上山田温泉四丁目15番地1)
2. 長野県千曲地区産業の導入に関する実施計画書の縦覧期間  
平成31年3月18日以降、常時備え付けてあります。